

オミクロン株感染拡大に伴い、登校（出勤）許可の基準を変更します

年が明け、オミクロン株の感染が急速に拡大しています。オミクロン株に感染した場合、軽症で経過した後、症状が早期に消失することも多いことが分かってきている為、コロナウイルスに感染したことに気付かず感染を広げてしまうことが懸念されています。

このような状況から、当面の間、「新型コロナウイルス感染症疑いの登校（出勤）許可の基準」を下記の通り追加することとしました。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【これまでの登校（出勤）基準】

「解熱後2日経過、及びその他の症状がほぼ消失していること」

【令和4年1月5日からの登校（出勤）基準】

「解熱後2日経過、及びその他の症状がほぼ消失していること」及び①～④のいずれかであること。

- ①発症後 PCR 検査で「陰性」が確認出来ていること。
- ②検査は実施していないが、発症後 10 日を経過していること。
- ③症状出現後 48 時間以内に抗原検査で陰性であった場合➡登校に際し、再度抗原検査または PCR 検査で陰性が確認出来ていること。
- ④発症後すぐに症状が消失した為、一度も検査を受けていない➡登校に際し、抗原検査または PCR 検査で陰性が確認出来ていること。

なお、③及び④については、症状が消失している場合は医療機関での検査対象ではないため、地域の無料検査（無症状者対象）事業所を案内し「陰性」を確認して報告をしてもらいます。もしくは、保健センターで登校初日の受講前に抗原検査を受けてもらいます。